

Business News

第188号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、平成27年4月からの雇用関係助成金の改正ポイントの第3回として、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

平成27年4月からの雇用関係助成金の改正ポイント（3）

今回は、前回に引き続き平成27年4月に改正された雇用関係助成金のうち、活用が見込まれるものについて概要・ポイントをご説明します。

1. キャリアアップ助成金の見直し

<制度概要>

就業規則等に定められた制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する。

改正ポイント

(1) 正規雇用等転換コースの見直し

派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合の加算を拡充（平成28年3月31日まで）

※1人当たり10万円⇒「**30万円**」に拡充

(2) 多様な正社員コースの新設

「**勤務地・職務限定正社員制度**」の新規導入・適用した場合の助成を創設

※1事業所当たり「**40万円（大企業30万円）**」等

(3) 人材育成コースの見直し

有期実習型訓練の中小企業のOJTの実施助成額を引き上げ

※OJT（実施助成）：1人1時間当たり700円⇒「**800円（大企業700円）**」等

2. 企業内人材育成推進助成金の創設

<制度概要>

雇用する労働者に教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティング等を計画的に実施する制度を導入し、継続して人材育成に取り組む事業主、また、その事業主を支援する事業主団体に対して助成する。

改正ポイント

・雇用する労働者のキャリア形成促進のためのツール（「ジョブカード」等）を活用した人材育成制度を導入・実施した場合に、一定額を助成する。

※導入助成：「**20万円～50万円（大企業1/2）**」（実施した労働者が生じた場合に限る）

※実施助成：1人につき原則「**5万円（大企業1/2）**」（10人まで）等

※平成27年度の改正は上記の他多数あります。詳細は厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) 等で随時公表が予定されています。

※上記の内容は平成27年5月1日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給にはその他一定の要件があります。最新の内容は都道府県労働局等にご確認ください。

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。Eメール: keiei_support@ms-ins.com

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

15-ニュース-228